

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定により作成された岡山県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）に基づき、甲の要請に応じて乙が行う災害時における歯科医療救護活動（以下「歯科医療救護活動」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護活動計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項を定めた歯科医療救護活動に関する計画（以下「歯科医療救護活動計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

（1）乙が派遣する歯科医師及び歯科衛生士（乙が必要と認める場合は、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士）により構成する救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の編成

（2）歯科医療救護班の活動

（3）災害時における乙の内部の連絡体制並びに関係機関及び関係団体との連絡体制及び調整

（4）避難生活が長期化する場合の歯科保健活動（歯科医療救護活動のうち、歯科保健指導、歯牙及び口腔の疾患の予防処置等に関する活動をいう。以下同じ。）

（5）歯科医療救護活動に関する訓練

（6）その他必要な事項

2 乙は、毎年、歯科医療救護活動計画について検討を加えるものとし、歯科医療救護活動計画を変更したときは、その都度、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣等）

第3条 甲は、県防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請（以下「派遣要請」という。）をするときは、当該災害の概要、派遣先、派遣期間、派遣をする歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の人数その他必要な事項（以下この項において「災害の概要等」という。）を記載した文書を乙に提出することにより行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他迅速な方法により災害の概要等を乙に伝えることにより、派遣要請を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の場合においては、甲は、事後に速やかに同項の文書を乙に提出するものとする。

4 乙は、派遣要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、当該派遣要請に係る派遣先に派遣するものとする。

5 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

6 避難生活が長期化する場合は、甲は、乙に、歯科医師の指導の下、主に歯科衛生士で構成され、歯科保健活動を行う歯科医療救護班（以下「指導班」という。）を編成するよう指示することができるものとする。

（歯科医療救護班の業務等）

第4条 歯科医療救護班は、原則として、避難所又は災害現場に設置する救護所（以下単に「救護所」という。）、避難場所、災害により歯科治療を受けることができなくなった患者が収容された医療機関等甲が指示する場所において、歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班（指導班であるものを除く。）の業務は、次に掲げる業務とする。

（1）災害により負傷し、又は疾病にかかった者に対する歯科に係る応急処置

（2）他の場所への移送が困難であり、又は症状が軽易である患者に対する救護所内における歯科治療等

（3）その他必要と認められる業務

3 指導班の業務は、誤嚥性肺炎の予防その他の歯科保健活動とする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第5条 歯科医療救護班に対する指揮は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送に関し必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 歯科医療救護班が使用する医薬品、歯牙及び口腔の疾患の予防処置に使用する物品等（以下「医薬品等」という。）は、歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医療費）

第8条 歯科医療救護活動に係る医療費については、乙及び歯科医療救護班の構成員は、患者に負担を求めてはならない。ただし、患者が収容された医療機関における歯科医療救護活動については、この限りでない。（報告）

第9条 乙は、歯科医療救護班が実施した歯科医療救護活動に関する記録を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護班の構成員に事故等があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

第10条 派遣要請に基づき乙が歯科医療救護班を派遣した場合は、次に掲げる費用を甲が負担するものとする。

（1）歯科医療救護班の編成及び派遣に要した費用

（2）歯科医療救護班が携行した医薬品等の使用、破損等に係る費用

（3）歯科医療救護班の構成員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助金

（細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の日の1箇月前までに甲乙いずれからも文書による解除の意思表示がないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第13条 この協定に定めのない事項で定める必要がある場合及びこの協定に定める事項に關し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月4日

甲 岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太

乙 岡山県岡山市北区石関町1番5号

一般社団法人岡山県歯科医師会

会長

酒井 明則